

## 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行の完了について

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づく行政代執行について、解体撤去を完了しましたので、お知らせします。

### ■特定空家等の概要

#### 【物件1】

- ・所在地 紋別郡湧別町栄町37番地24
- ・用途 店舗・居宅
- ・構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- ・規模 1階387.88平方メートル、2階242.52平方メートル
- ・建築年 昭和39年
- ・所有者 湧別町内の法人（事業活動なし）
- ・措置の内容 屋上看板の撤去

#### 【物件2】

- ・所在地 紋別郡湧別町栄町37番地20、栄町201番地12
- ・用途 店舗・居宅
- ・構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- ・規模 1階158.67平方メートル、2階115.23平方メートル
- ・建築年 昭和39年、大正10年
- ・所有者 湧別町内の法人（事業活動なし）※物件1と同一の法人
- ・措置の内容 建物の除却

### ■代執行の実施期間

令和2年10月21日（水）から令和2年12月7日（月）まで

■行政代執行の状況

【物件1】



施工前



施工後

【物件2】



施工前



施工後